

BCPとは何か。なぜ必要か　～導入編～

令和3年9月22日

島根県介護支援専門員協会管理者向け研修会

■ 島根県高齢者福祉課

□■ 介護保険・介護人材スタッフ

■□◆ 伊藤恭子

- 皆さんは居宅介護支援事業所の管理者です。
- 昨日から大雨が続いています。
- 現在、午前5時です。

質問 1

従業員はどのような行動を取りますか。
どのような情報を入手しますか？

- 現在午前10時です。
- 数名の職員が出勤しています。
- 事業所が浸水する恐れが出てきました。
- 避難が必要です。

質問 2

どこに避難しますか。

何を持って避難しますか。

参考

- 気象庁からの警戒情報
- 自治体からの避難情報
- 道路冠水情報
- 施設の浸水の可能性
- 河川カメラ

参考

・気象庁の警報 注意報

- ・（**災害**が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報）

警報

- ・（**重大な災害**の起こるおそれのある旨を警告して行う予報）

特別警報

- ・（予想される現象が**特に異常であるため重大な災害**の起こるおそれが著しく大きい場合に、その旨を示して行う警報）
- ・数十年に一度

参考

警戒レベル	新たな避難情報等		これまでの避難情報等
5	 災害発生 又は切迫	せんきゅうあんぜんかくほ 緊急安全確保※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難!>~~~~			
4	 災害の おそれ高い	ひなんしじ <b>避難指示※2</b>	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	 災害の おそれあり	こうれいしゃとうひなん <b>高齢者等避難※3</b>	<b>避難準備・ 高齢者等避難開始</b>
2	 気象状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	 今後気象状況 悪化のおそれ	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

避難命令はありません

・ 株式会社 BCPJAPAN 代表取締役山口泰信氏 資料

段階

5

4

3

警戒レベル5は、  
すでに安全な避難ができず  
命が危険な状況です。  
警戒レベル5緊急安全確保の  
発令を待ってはいけません！

避難勧告は廃止されます。  
これからは、  
警戒レベル4避難指示で  
危険な場所から全員避難  
しましょう。

避難に時間のかかる  
高齢者や障害のある人は、  
警戒レベル3高齢者等避難で  
危険な場所から避難  
しましょう。

内閣府(防災担当)・消防庁

**島根県職員**  
**防災業務必携**【R1.6.1改訂】

～動員体制・発災時の役割確認～

**動員基準**

◆本庁

○下表の震度が県内で観測又は津波警報等が発表されたとき

◆地方機関

○下表の震度を観測した地区及び隣接地区

※ 松江 雲南、出雲  
雲南 松江、出雲、大田、川本  
出雲 松江、雲南、大田  
大田 雲南、出雲、川本、浜田  
川本 雲南、大田、浜田  
浜田 大田、川本、益田  
益田 浜田  
隠岐 松江

○津波警・注意報が発表された予報区に海岸線を有する地区

動員	体制基準(自動設置)	
	地震	津波
□第1	○震度4	○津波注意報
□第2	○震度5弱	●津波警報
■第3	●震度5強	●大津波警報

○:災害警戒本部

●:災害対策本部

◆本庁

○大雨警報が県内で発表され、かつ下表の基準が予想又は発表されたとき

◆地方機関

○大雨警報が発表された地区で、かつ下表の基準が予想又は発表されたとき

動員	体制基準(自動設置)
□第1 又は □第2	200mm(24h)以上 →災害警戒本部(自動設置) ※原則第1動員 ※第2動員の場合は別途連絡
■第3	特別警報が発表されたとき 又は 80mm/h・200mm(24h)以上 →災害対策本部(自動設置)

第1動員	被害情報等の収集、関係機関等への情報伝達を行うことができる人数
第2動員	第1動員体制に加えて必要な災害応急対応を実施できる人数(全体の半数)
第3動員	全職員が対象

※第3動員体制時は適宜(各所属ごとに)必要な人数で対応すること

◆本庁

○大雪警報が県内で発表され、下表の基準を充すとき

◆地方機関

○大雪警報が発表された地区で、下表の基準を充すとき

動員	体制基準
□第1 又は □第2	大雪警報が発表され、豪雪被害が発生するおそれがある場合、又は豪雪被害が発生した場合 →雪害警戒本部 ※原則第1動員 ※第2動員の場合は別途連絡
■第3	大雪・暴風雪特別警報のいずれかが発表された場合 →災害対策本部(自動設置)

○台風、事故災害、危機管理事案等の発生により、体制設置及び動員体制をとる場合がある

◎勤務時間外の連絡先も確認しておく

島根県防災部防災危機管理課  
TEL:0852-22-5885

### 災害・危機管理事案の発生

- 自分自身・家族の安全確保
- 2次災害の防止措置
- TV・ラジオ等で状況確認

災害動員体制の確認  
[役割があるか]

安否確認の連絡

- ※各所属で決められた手段により連絡
- ※自宅待機の要件に該当する場合は、所属長に自宅待機の許可を得る

YES

NO

登庁可否の判断

YES

NO(※)

- ◆速やかに所属へ
- 【登庁時の行動】
- 飲食物を持参
- 携帯電話のカメラによる被害状況の収集

- 情報収集  
TV・ラジオ等
- 地域の救援活動に従事

※所属への登庁が困難な場合には、参集可能な最寄りの県機関のいずれかに登庁

登庁が困難な場合の登庁先(原則)

#### ◆本庁

- ①所属する部の地方機関
- ②隠岐支庁県民局、各県土整備事務所  
又は県央県土整備事務所大田事業所
- ③その他最寄りの県機関

#### ◆地方機関の職員

- ①所属する部の地方機関  
(松江地区:所属する部の本庁主管課)
- ②隠岐支庁県民局、各県土整備事務所  
又は県央県土整備事務所大田事業所
- ③その他最寄りの県機関

- ①家族等が死亡
- ②職員または職員の家族等が負傷し、  
治療または入院が必要
- ③同居する家族の安否が不明
- ④職員や職員に深く関係する者の住宅  
が被災し、職員が当該住宅の復旧作  
業や物資調達等への従事が必要
- ⑤徒歩により参集せざるを得ない場合  
で、その距離が概ね20km以上
- ⑥私傷病休暇、介護休暇、特別休暇に  
該当し、参集することが困難
- ⑦その他合理的な理由があるとき

### 県(地区)災害本部設置時の業務

所属する班名

班事務分掌

個人事務分掌

#### 【連絡先・状況確認先】

氏名	電話番号

災害発生	フェイズ0 初動体制の確立 (災害発生後24時間以内)	
	災害時業務(0～1時間)	災害時業務(1～24時間)
○参集 ※参集基準(別紙)	【各課共通】	
○登庁職員の確認 ※30分以内に登庁できない場合は連絡	○施設の点検 ・ライフラインの確保(水道・電気等)、ネット環境の確認(情報収集)、被災箇所の仮復旧 ○TV、ネット等を活用した災害状況の確認 ○職員の食料・飲料水の確保 ○登庁職員による「災害活動マニュアル」に基づく業務実施の可否確認及び準備	○被災状況に基づいた災害時活動方針の検討・計画作成 ○通常業務と災害対応業務との調整及び対応職員の配置《別紙》 ○避難場所のリストアップ ○関係機関等との連絡調整、情報収集・報告(随時)
○職員の安否確認	【総務課】	
	1 災害発生後の執務体制起動(災害対応体制の総合調整)	
	○施設の点検 ・ライフラインの確保(水道・電気等)、ネット環境の確認(情報収集)、被災箇所の仮復旧 ○TV、ネット等を活用した災害状況の確認 ○職員の食料・飲料水の確保 ○登庁職員による「災害活動マニュアル」に基づく業務実施の可否確認及び準備	○職員の動員計画作成 ・災害対応に関する職員の配置、動員計画検討 ・夜間・休日体制の対応 ・通常業務の調整(延期・中止) ・職員の健康管理
	2 出雲地区災害対策本部との連絡調整(随時)	
	○「地区本部会議」・「連絡員会議」への参加 (本部員:所長、連絡員:総務課長)	・出雲地区災害対策本部との連絡調整(継続)
	3 災害情報の収集・報告	
	○所内連絡会議の開催(随時) ・連絡調整、所内体制・業務実施状況の確認、各課所管業務の被害状況取りまとめ、地区対策本部・健康福祉総務課からの指示事項等の確認 ○出雲市の災害対応状況等の確認 ・災害情報の収集、救護所設置状況の把握	○健康福祉総務課へ状況報告(随時→定期)  ・情報収集班を編制し出雲市へ職員を派遣(必要な情報収集) ○関係機関への人的支援(調整と派遣)
	【医事難病支援課】	
	10 医療機関・助産施設の被害状況の把握	
	○被害状況の情報収集	○EMISに被害状況を入力⇒被害状況を医療政策課・健康福祉総務課へ報告  ○管内医療機関の受入可能患者数・空床数、透析医療機関の受入可能患者数を調査⇒医療政策課へ報告 ○EMISにより転送必要患者の把握⇒医療施設に要転送患者の受入要請 ○災害拠点病院と協力しDMATの活動状況把握⇒医療政策課へ報告
	11 難病患者支援	
		○「在宅人工呼吸器使用患者・在宅要支援難病患者リスト」に基づく状況把握と、そのとりまとめ ○「災害時個別支援計画」に基づき、入院の必要な在宅難病患者の受入要請
	12 結核患者支援	



フェイズ1 緊急対策（災害発生後72時間以内） （24時間～3日(72時間)）	フェイズ2 応急対策（概ね4日目から1、2週間以内） （4日～1、2週間）	フェイズ3 応急対策（概ね1、2週間から1、2か月以内） （1、2週間～1、2か月）
【各課共通】		
○出雲市・医療機関での不足物資等の情報収集 ○通常業務と災害対応業務の進捗状況の確認・調整 ○福祉避難場所のリストアップ	○災害（公衆衛生）活動方針の見直し	
【総務課】		
1 災害発生後の執務体制起動（災害対応体制の総合調整）		
	2 被災市の公衆衛生活動への支援・情報収集 ○応援、派遣スタッフの調整等（継続）	
2 出雲地区災害対策本部との連絡調整（随時）		
3 災害情報の収集・報告		
○救護所等への対応 ・救護所、避難所の運営支援	・健康福祉総務課への情報提供・報告及び調整	
【医事難病支援課】		
10 医療機関・助産施設の被害状況の把握		
○出雲地域災害保健医療対策会議の開催（随時） ○医療安全相談窓口の設置（災害関係） ○救護所設置への協力  ○「医療チーム」の受入調査・調整（随時）	○被災した医療機関の復旧状況の把握・復旧支援（随時） ○災害時活動状況の集計・資料化 ○医療機関・助産所の状況について情報提供（継続）	
11 難病患者支援		
○在宅難病患者の安否確認（継続） ○安否確認訪問対象者への訪問実施（継続） ○避難所等に避難している難病患者の状況確認と支援（継続） ○難病患者の状況取りまとめ		○難病患者が仮設住宅へ転居する際の支援
12 結核患者支援		
○在宅で治療中の結核患者の安否確認	○在宅及び避難所の服薬中の結核患者の服薬支援	

## 防災計画と自然災害発生時のBCP

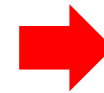
	防災計画	BCP
主な目的	・ 身体、生命の安全確保     ・ 物的被害の軽減	・ 身体、生命の安全確保に加え、優先的に継続、復旧すべき重要業務の継続または早期復旧
考慮すべき事象	・ 拠点がある地域で発生することが想定される災害	・ 自社の事業中断となり得るあらゆる発生事象
重要視される事象	・ 以下を最小限にすること      ➢ 「死傷者数」     ➢ 「損害額」           ・ 従業員等の安否を確認し、被害者を救助・支援すること     ・ 被害を受けた拠点を早期回復すること	- 左記に加え、以下を含む      ➢ 重要業務の目標復旧期間・目標復旧レベルを達成すること     ➢ 経営及び利害関係者への影響を許容範囲内に抑えること     ➢ 利益を確保し企業として生き残ること
活動、対策の検討範囲	・ 自社の拠点ごと	・ 全社的（拠点横断的）     ・ 依存関係にある主体（受託先、調達先、供給先）

- ・ 防災計画の目的は「身体・生命の安全確保」と「物的被害の軽減」
- ・ BCPは防災計画の目的に加えて、**優先的に継続・復旧すべき重要業務を継続する、または、早期復旧すること**を目指している
- ・ 両方の計画には共通する部分もあり密接な関係にある。

# BCPとは？ (Business Continuity Plan)

大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン(供給網)の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、

重要な事業を中断させない、



または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための

方針、体制、手順等を示した計画のことを事業継続計画と呼ぶ。

# 居宅介護支援事業所と自然災害発生時のBCP

## 1. 中断させてはいけない重要な事業は…

当法人は個々の自立と生活の質の向上を目途にしたケアマネジメントの実践を担う介護支援専門員に対し、・・・  
(島根県介護支援専門員協会活動の目的より)



被災した利用者が自立した生活ができるよう支援する。  
(ケアマネジメントを実践する)

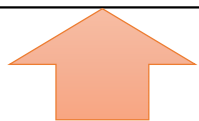


そのために必要な準備をしておく

## 災害が発生（当日～）

- ① 事業所の被害状況と事業継続の見極め
- ② 利用者の被害状況の確認と支援
  - ・生存の確認
  - ・身体の状態確認
  - ・生活環境の確認
  - ・生活の場所の確認
  - ・ケアプランの継続、変更の確認→ 優先順位  
命が守れる場所の調整

平時の取組



- ・利用者台帳の整備（必要な情報は？ 停電でも大丈夫？ 事業所が被災しても大丈夫？）
- ・優先順位を決める（誰でもわかる？）
- ・確認方法を確認（誰に確認する？ その人に連絡が取れない場合は？）
- ・災害時に持ち出すものを決める。（持ち出し用の個人ファイルは？ どうやって持ち出す？）
- ・個別の避難訓練の実施
- ★ポイント：医療依存度、医療継続

- ・事業所が被災したらどこで事業を継続するか
- ・地域住民や関係機関との連携が大事

## 避難生活を続ける時期

- ① 避難生活の支援
  - ・体調の変化の把握
  - ・モニタリングの実施
  - ・必要な支援の調整

平時の取組



- ・活動計画の検討（避難所への訪問は？ 自宅生活者へ訪問する？）
- ・関係機関との連携（市町村・地域包括支援センター・医療機関等）
- ・状況把握の項目整理
- ・避難生活を送る利用者支援についての学習

## 生活の場所が決まる時期

- ① 地域の生活を支援
  - ・モニタリングの継続



みんなで話し合い  
ましょう。

# 居宅介護支援事業所と自然災害発生時のBCP

大切なことは、発生時に活用できること

- ✓ 実践的であること
  - 法人で作成＝自身の事業所で使えるか
- ✓ 職員全員が活用できるか
  - みんなで作っているか
  - 訓練をしているか
- ✓ 訓練は「てんこもりで、ゆっくり、笑いながらやっても良い」  
やることが大事

# 新型コロナウイルス感染とBCP

多くの施設でBCPが策定された。（検討がされている）

- 高齢者施設のクラスター発生が動機づけになった  
「人ごとではない」「明日自分のところに来るかも知れない」  
逃げるわけにはいかない（業務を中断させるわけにはいかない）  
国からの情報提供が進んだ
- 感染症対応は専門性が高い。  
決まりきったことなので一般化できる
- 発生を予防できる。対策を取ることができる。

感染症対応マニュアルと一体的に作成を

## 策定状況

## 【高齢者施設における新型コロナウイルス感染症対応の状況調査（令和3年6月～7月実施）】

図1 新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続計画(BCP)を策定しているか

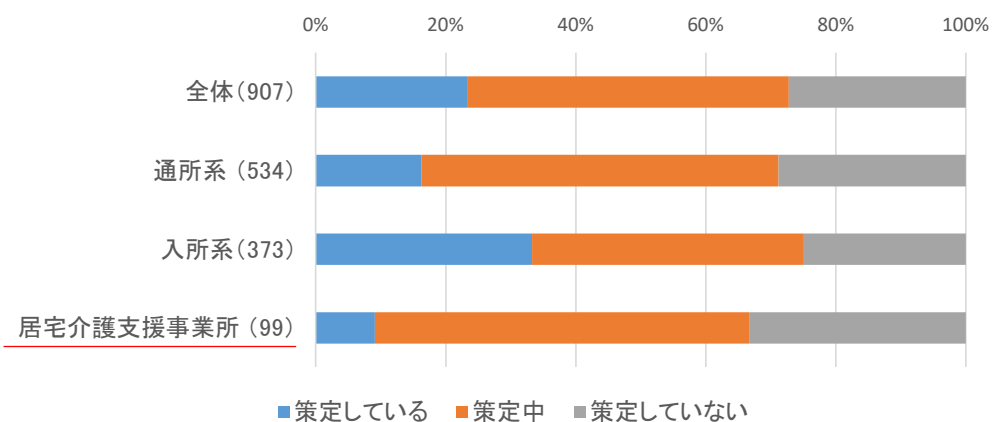


図2 自然災害発生時の業務継続計画(BCP)を策定しているか

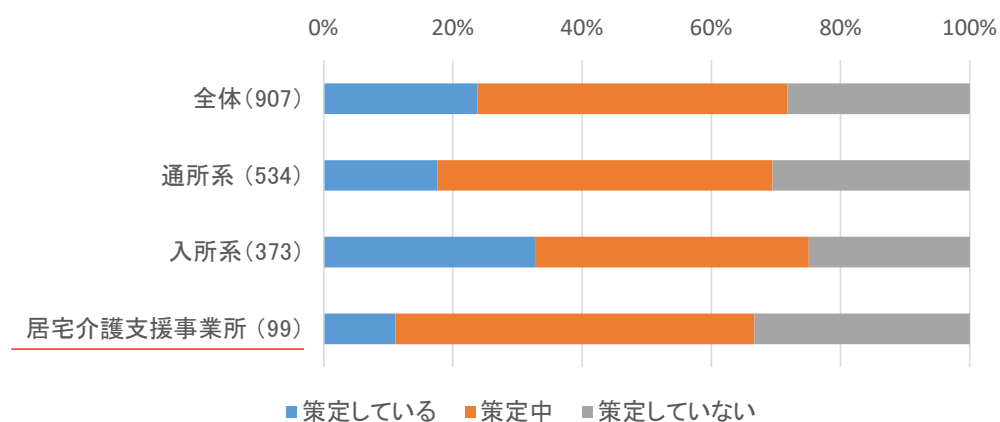


図3 国が作成した「新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」を知っているか

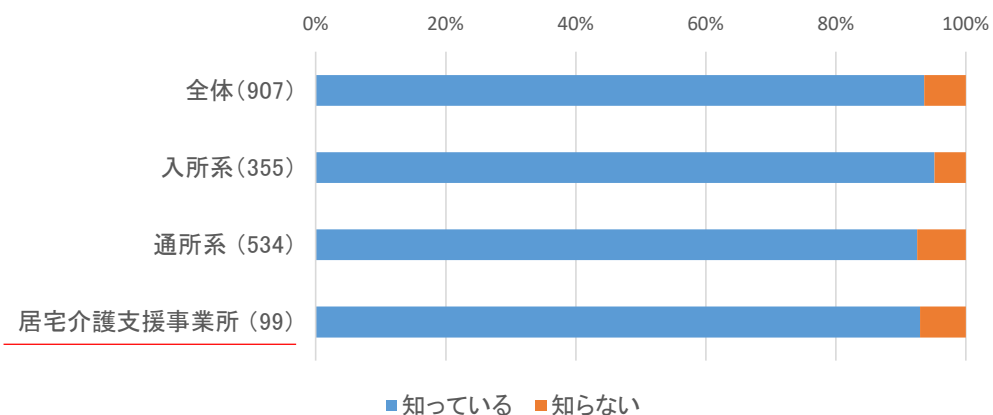
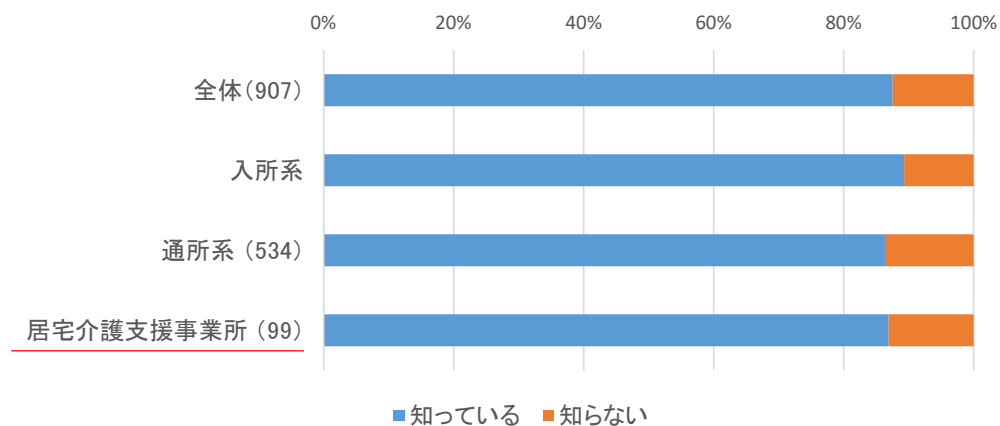


図4 国が作成した「自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を知っているか



# 居宅介護支援事業所と自然災害発生時のBCP

## 1. まず何からするか。（皆で話し合しましょう）

例・新型コロナウイルス感染症発生時のBCPを作成

→ 感染症対応マニュアルの確認

国が示した様式を確認して、漏れがなければOK

利用者の家族が陽性者となり、要介護者が取り残された場合

- ・ 持ち出し用書類の検討、準備
- ・ 優先順位の決定、更新の方法
- ・ 災害発生時に必要な情報の整理
- ・ 備蓄（事業所で、自宅で、車に）

## 2. 年次計画を作成する。

## 3. 訓練をする。

# 車のシガーソケットから USB & コンセント



DC12VをAC100Vに変換する  
シガーソケット  
GIANDEL  
★★★★★  
参考価格: ¥7,598  
価格: ¥7,152  
OFF: ¥446 (6%)  
Amazonクラシックカ  
新品の出品: 1 ¥7,151

- 【正弦波インバーター】が安心して使えます
- 【先進的な独立の出力・入力保護・低電圧保護・逆から使用する電器を】
- 【知能的な充電機能がつき、おデバイスまで供給できます！】
- 【互換性が広い】 影ノートパソコン・フよび非常の時が最速もとても静かです。トに差し込まれ、非
- 【丈夫で耐久力が老摩保護を提供できま

もっと見る  
類似商品と比較する



価格: ¥2,383  
ポイント: 24pt (1%)  
Amazonクラシックカ  
新品の出品: 1 ¥2,381

- BESTEKインバータ
- ます。
- 本製品は自動車のノ
- の電子機器に給電可
- の時に電池が切れる
- 六つの保護機能で電
- ョート保護 3、異音
- ート保護
- 本体はアルミ製の
- 用状況を示すLEDラ
- ※ご注意: BESTEK
- 店ですご注意ください

もっと見る  
類似商品と比較する

- 株式会社 BCPJAPAN 代表取締役山口泰信氏 資料

トイレで困るから

## 車両の常備品

水500cc2 クッキー2袋 ティッシュ2



テプラで貼っておこう

←ここで補給→



- 株式会社 BCPJAPAN 代表取締役山口泰信氏 資料

# ご清聴ありがとうございました

～ 質問等ありましたら気軽にお寄せください ～

島根県健康福祉部高齢者福祉課

介護保険・介護人材スタッフ 伊藤恭子

電話：0852-22-5717

FAX：0852-22-5238

E-mail ito-kyoko@pref.shimane.lg.jp

資料提供 株式会社BCPJAPAN 代表取締役 山口泰信

〒540-0037 大阪市中央区内平野町1-2-9-304号